

加古川市監査委員 藤田 隆司  
加古川市監査委員 大塚 隆史  
加古川市監査委員 織田 正樹  
加古川市監査委員 山本 一郎

### 指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

#### 1 監査の対象

平成31年4月1日から令和2年10月31日までに執行された、次の公の施設の管理運営に関する出納その他の事務

指定管理者	管理している施設	所管課
農事組合法人みとろ生産組合	加古川市ウォーキングセンター	ウェルネス推進課
	加古川市見土呂フルーツパーク	農林水産課

#### 2 監査の実施期間

令和2年12月15日から令和3年2月22日まで

#### 3 監査の方法

今回の監査は、公の施設の管理運営に関する出納その他の事務が法令等に基づき適正に執行されているかについて、関係課及び団体から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係者の説明を聴取して実施した。

#### 4 指定管理者等の概要

##### (1) 加古川市ウォーキングセンター

ア 指定管理者名 農事組合法人みとろ生産組合

イ 指定管理者が行う業務

- (ア) 加古川市ウォーキングセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年条例第3号）第3条に規定する業務
- (イ) 加古川市ウォーキングセンターの利用に関する業務
- (ウ) 加古川市ウォーキングセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (エ) その他加古川市ウォーキングセンターの管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで

(2) 加古川市見土呂フルーツパーク

ア 指定管理者名 農事組合法人みとろ生産組合

イ 指定管理者が行う業務

- (ア) 加古川市見土呂フルーツパークの設置及び管理に関する条例（平成11年条例第12号）第3条に規定する業務
- (イ) 加古川市見土呂フルーツパークの利用に関する業務
- (ウ) 加古川市見土呂フルーツパークの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (エ) その他加古川市見土呂フルーツパークの管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで

5 監査の結果

公の施設の管理運営に関する出納その他の事務については、指摘すべき事項は見受けられなかった。